

5 川こ保 2 第 1 4 1 3 号
令和 6 年 3 月 2 6 日

市内各地域型保育事業所 事業所長 様
令和 6 年度小規模保育事業開設予定者 様

川崎市子ども未来局
保育・幼児教育部保育第 2 課長

令和 6 年度地域型保育事業子どものための教育・保育給付費等の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
令和 6 年度の各種加算については、正式な加算認定がされるまでの間、給付費等の支払いについて、次のとおり取り扱うこととしますので、通知いたします。

なお、本文中に記載のある過去の通知や各種様式等については、別途御案内しております令和 6 年度予算事務説明会において資料として掲載する予定です。説明会動画の公開が始まりましたら、改めて御案内いたします。

1 公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱い及び令和 6 年度の追加払いについて

公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱い及び令和 6 年度の追加払いのスケジュールについては、別途御案内しております、令和 6 年度予算事務説明会を御確認いただきますようお願いいたします。なお、衛生管理加算については、令和 6 年度より申請書の提出が不要となっておりますので、併せて御確認ください。

2 令和 6 年度の給付費等の請求方法について

令和 6 年度の給付費等の請求についても、請求ソフトを用い、電子申請システムを通じて請求を行うことを基本とします。

その際、お送りいただくファイルとしては、①請求データの Z I P ファイル、②在籍児童名簿の C S V ファイル、③職員名簿（雇用状況報告書）の E x c e l ファイルの 3 つ（いずれも請求ソフトから出力）となります。

その後、市の審査が完了し、審査結果のお知らせを電子申請システムで確認でき次第、速やかに「子どものための教育・保育給付費等請求書」に代表者印を押印の上、御郵送いただきますようお願いいたします。なお、給付費は、請求書に基づき支払いを行っておりますので、事務の遅延がないようにお願いします。

3 令和 6 年 4 月請求からの請求ソフトの入力方法について

令和 6 年 4 月からの給付費等の請求に向け、令和 6 年 3 月 1 5 日に請求ソフトの自動アップデートを行いました。当該対応に伴い、修正等が必要な場合は、「令和 6 年度に向けた請求ソフトの各種情報の更新等について」（予算事務説明会で資料を掲載予定）を御活用ください。

4 令和 6 年度の給付費等の請求・支払スケジュールについて

令和 6 年度の給付費等の請求・支払スケジュールの詳細は、「令和 6 年度地域型保育事業子どものための教育・保育給付費等について（給付費請求スケジュール）」（予算事務説明会で資料を掲載予定）を御参照の上、提出期限を厳守していただきますようお願いいたします。

5 その他給付費等の算定にあたって留意すべき職員の配置の取扱いについて

(1) 保育士の特例的な配置の取扱いについて

本市では、引き続き、保育士の確保が非常に厳しい状況となっていることから、平成28年6月に改正した川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例と川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱により、小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業においては、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭や市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の活用を図れるようにするとともに、平成28年8月3日付け28川こ保第621号「小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業における保育士配置に係る特例について（通知）」により、この取扱いを御案内しておりますので、給付費等の算定にあたっては御留意ください。

(2) 市職員雇用費（年休代替保育士・休憩休息保育士）の賞与分の取扱いについて

休憩休息保育士、年休代替保育士の雇用費の賞与分の支給にあつては、当該賞与対象職員について、賞与の支給額が常勤職員の4分の3以上であること（上半期・下半期に相応の賞与支給があれば支給月は問いません。ただし、新規採用職員等で賞与支給が下半期からとなる場合は、6月の賞与分は支給対象外）が必要です。さらに6月と12月の各初日に雇用されていることが条件となりますが、各初日のみの意図的な配置とならないよう、前又は後ろ1か月超の配置があることが支給要件となります。

(3) 公定価格における保育士比率向上加算・障害児保育加算及び市加算運営費における年休代替保育士等の取扱いについて

市加算運営費については、入所児童の処遇向上、施設職員の加配、処遇改善等の安定的な施設運営のために必要な経費を公定価格に上乘せして加算するという趣旨であることから、市加算の休憩休息保育士雇用費、年休代替保育士雇用費、産休等代替臨時職員雇用費については、公定価格の保育士比率向上加算・障害児保育加算等、必要な国基準保育士等に加えて配置する職員に対して支払うものとしします。

(保育第2課 担当)

電話 044-200-3128